

# 障がい者を対象とした松江市職員採用試験 受験案内

## 一般事務員

松江市総務部人事課  
〒690-8540 松江市末次町 86 番地

第1次試験日 令和4年1月22日(土)

受付期間 令和3年12月1日(水) ~ 12月27日(月)

※受付の終了は、12月27日(月)午後5時15分です。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等を変更する可能性があります。変更などの重要なお知らせは、市ホームページや試験申し込み時のメールアドレスへお知らせします。

※ 受験の申込手続きは、原則、インターネット(しまね電子申請サービス)による申し込みです。インターネットによる申し込みができない特段の事情がある場合には、松江市総務部人事課までご相談ください。

### 1. 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務員 (障がい者)	1人程度	<input type="checkbox"/> 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (令和4年4月1日時点の年齢が18歳から35歳までの人) <input type="checkbox"/> 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳 ・都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がいをもつ旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) ・都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳 ・児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 活字印刷文による出題及び普通話声又は筆談等による面接試験に対応できる人(※本試験では、点字による試験はありません) <input type="checkbox"/> 学歴は問いません

## ～職務内容について～

採用後は、市の機関(公営企業等を含む)に勤務し、例えば以下のような一般行政事務に従事します。

書類の作成、授受、受付、電話対応  
データの入力・集計、支払業務  
会議の設営・運営 等

※なお、担当する具体的な業務内容や、実際に仕事をする際の配慮措置については、双方で話し合いを行いながら、障がいの状態や職場の状況に応じて決めていきます。

●第1次試験当日に上記の手帳等の写しを提出していただきます。手帳等は氏名、生年月日、交付日、等級、障がいの内容等が確認できる部分の写しが必要です。

●公営企業とは、上下水道局、ガス局、交通局、市立病院をいいます。

## 2. 欠格条項 次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 松江市の職員として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、または、これに加入した人

## 3. 外国籍職員の担当業務

日本国籍を有しない人(永住者又は特別永住者に限る。)も受験できます。受験申込の際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。なお、「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、松江市では外国籍の職員は次のような業務及び職に就くことができません。

### (1) 公権力の行使にあたる業務

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

〈代表的な業務の具体例〉

事務：各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、各種規制、生活保護決定など

### (2) 公の意思の形成に参画する職

- ・松江市の行政の企画、立案、決定等に関与する職
- ・基本計画の策定、予算査定、人事労務管理等に関与する職

#### 4. 試験日時、試験会場

試験	試験日時	試験会場
第1次試験	令和4年1月22日(土)	松江市役所 (松江市末次町)
	受付時間 9:00～9:30	
	教養試験 10:00～12:00	
	適性検査 13:10～13:30	
	作文試験 14:00～15:30	
[終了予定時刻] 15:30		
第2次試験	令和4年2月20日(日) (詳細は第1次試験合格通知の際にお知らせ します。)	

注 日程変更等の重要なお知らせは、松江市ホームページ「松江市職員採用情報」に掲載し、試験申し込み時のメールアドレスへお知らせします。

#### 5. 試験の方法

試験	種目	内容
第1次試験	教養試験 (120分)	公務員として必要な一般教養に関する筆記試験を行います。出題内容は、 <b>高等学校卒業程度</b> で実施します。マークシート方式による択一式の試験になります。
	適性検査 (20分)	職務遂行上必要な適性について検査します。
	作文試験 (90分)	文章の表現力、課題に対する理解力について、作文試験を行います。
第2次試験	面接試験	個別面接を行います。

- (1) 試験問題は持ち帰ることができません。
- (2) 試験種目のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。

## 6. 合格発表

試験	発表予定日	発表方法
第1次試験	令和4年2月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合格発表日に松江市ホームページ及び市役所前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、各試験の合格者に、郵送により通知します。</li> <li>●ホームページでの発表は発表予定日の午前8時30分に公開予定です。 <b>(いずれの試験も不合格者への通知は行いません)</b></li> </ul>
第2次試験	令和4年3月4日(金)	

- 受験票に記載された受験番号は、合否の確認に必要ですので、必ず各自で記録し控えておいてください(受験票は第1次試験当日に回収します)。
- 合否についての電話等による問い合わせは一切お受けできませんのでご了承ください。

## 7. 受験手続

インターネット(しまね電子申請サービス)による申込

申込方法	松江市ホームページから「松江市職員採用情報」にアクセスし、申し込み手続きを行ってください。
受付期間	令和3年12月1日(水)～12月27日(月) <b>●12月27日(月)の午後5時15分までに正常にシステムに到着したものに限り受け付けます。</b> <u>※受付締切間際は回線の混雑が予想され、受付期間内に処理できない場合がありますので、余裕をもって申し込み手続きを行ってください。</u> <b>●申込があった日の翌日から2日以内(土・日・祝日を除く)に、仮受付を行った旨のメールを送付します。</b>
受験票の入手	<b>●申請内容を審査後、申し込みを受理した旨のメールを送付します。</b> <b>●受理した旨のメールが届いたら、電子申請サービスの「申込内容照会」画面から「受験票」のPDFファイルをダウンロードし、A4用紙に印刷して第1次試験当日に持参してください。</b>
注意事項	<b>●上記受付期間後の申し込みは受理することはできませんのでご注意ください。</b> <b>●仮受付のメールが届かない場合は必ず松江市役所人事課まで連絡してください。</b> <b>●電子申請サービスの整理番号とパスワードは、必ず保存・印刷してください。</b>

※インターネットによる申し込みができない特段の事情がある場合には、12月17日(金)までに松江市総務部人事課に電話、メール等でお問い合わせください。

## 8. 受験時の配慮

- (1) 会場の準備等のために必要ですので、試験当日に希望する事項（補装具等の持ち込みなど）について、電子申請入力の「試験実施上の配慮」、「具体的な希望内容」欄に必ず記載してください。
- (2) 内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もありますのでご了承ください。

## 9. 試験に関する注意事項（携行品等）

- (1) 受験票には、第1次試験日前6ヵ月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼り付けてください。
- (2) 試験当日は、受験票（写真貼付）、鉛筆（HB）、消しゴム及び昼食、必要に応じて飲物を持参してください。
- (3) 携帯電話、計算機能付時計などの使用は禁止します。

## 10. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者として名簿に登載し、順次採用を決定します。名簿登載期間は、採用試験の合格発表の日から1年間です。なお、採用は原則として令和4年4月1日としますが、人員に不足が生じた場合は、令和4年4月1日より前に採用する場合があります。
- (2) 受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。

## 11. 試験結果の開示について

- (1) 採用試験の結果については、松江市個人情報保護条例第21条の規定により、松江市役所人事課（本庁西棟4階）で開示を請求することができます。
- (2) 開示請求できる人は、本人に限ります。
- (3) 開示内容は、受験者数、合格者数、本人の総合順位です。
- (4) 電話、はがき等による請求では開示できません。
- (5) 身分証明書等により本人確認をさせていただきますので、開示請求の際、必ずご持参ください。
- (6) 開示期間は、各合格発表から1か月間です。

## 12. 給与・勤務時間・休暇等

給与	初任給	<p>学校卒業後の経歴を有する人については、その経歴に応じて給与月額を決定します。</p> <p>【初任給の例】</p> <table border="1"> <tr> <td>高校卒 18 歳の場合</td> <td>大学卒 22 歳の場合</td> <td>30 歳で民間企業における職務経歴年数が 8 年の場合</td> <td>34 歳で民間企業における職務経歴年数が 12 年の場合</td> </tr> <tr> <td>150,600 円</td> <td>182,200 円</td> <td>228,100 円</td> <td>247,900 円</td> </tr> </table> <p>・R3.4.1 現在の基準で計算しており、変更となる可能性があります。</p>				高校卒 18 歳の場合	大学卒 22 歳の場合	30 歳で民間企業における職務経歴年数が 8 年の場合	34 歳で民間企業における職務経歴年数が 12 年の場合	150,600 円	182,200 円	228,100 円	247,900 円
		高校卒 18 歳の場合	大学卒 22 歳の場合	30 歳で民間企業における職務経歴年数が 8 年の場合	34 歳で民間企業における職務経歴年数が 12 年の場合								
150,600 円	182,200 円	228,100 円	247,900 円										
手当	期末勤勉手当	<p>【期末手当】 6 月、12 月に支給（それぞれ 1.2 月）</p> <p>【勤勉手当】 6 月、12 月に支給（それぞれ 0.95 月）</p>											
	各種手当	<p>(主な手当)</p> <p>【住居手当】 家賃を払って賃貸アパート等を借り受けている職員に支給します。上限 29,500 円/月。</p> <p>【扶養手当】 扶養親族のある職員に支給します。配偶者・父母等 6,500 円/月、子 10,000 円/月など。</p> <p>【通勤手当】 通勤距離が 2 km 以上で、交通機関等を使用して通勤する場合に支給します。</p> <p>【時間外勤務手当】 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、正規の勤務 1 時間当たりの給与額に 125/100 ~ 160/100 の割合を乗じた額を 1 時間当たりの支給額として支給します。</p> <p>【休日勤務手当】 正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、正規の勤務 1 時間当たりの給与額に 135/100 の割合を乗じた額を 1 時間当たりの支給額として支給します。</p>											

勤務条件	勤務時間	8:30～17:15（昼休憩1時間） ※時間外勤務を命ずる場合があります、その際は、時間外勤務手当が支給されます。
	勤務を要さない日	【週休日】土曜日、日曜日 【休日】祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※上記の日であっても勤務を命ずる場合があります。その場合は、振替休日を取得するか、若しくは時間外勤務手当（又は休日勤務手当）が支給されます。
	休暇	【年次有給休暇】1月1日から12月31日までの1年間に20日の年次有給休暇を付与します（4月1日採用の場合15日）。使わなかった休暇は20日を限度に翌年へ繰越すことができます。 【病気休暇】公務傷病：療養に必要な期間、私傷病：90日 【特別休暇】夏季・結婚・産前産後・忌引・ボランティア等 【無給休暇】育児・介護・自己啓発等 上記のほか、育児・介護を行う職員をサポートする「両立支援制度」として、育児短時間勤務制度や早出遅出制度などがあります。
福利厚生	年金・健康保険	島根県市町村職員共済組合に加入となります。

## 松江市総務部人事課

〒690-8540 松江市末次町86番地 Tel (0852)55-5130（直通）

メールアドレス: jinji@city.matsue.lg.jp

※松江市ホームページに職員採用情報を掲載しています